



2018年8月23日

各 位

| | |
|------|--|
| 会社名 | ビート・ホールディングス・リミテッド (URL : https://beatholdings.com/) |
| 代表者名 | 最高経営責任者 (CEO) レン・イー・ハン (東証第二部 コード番号 : 9399) |
| 連絡先 | 経営企画室マネージャー 高山 雄太 (電話 : 03-4570-0741) |

新株予約権の第三者割当にかかる覚書締結に関するお知らせ

本日、当社の取締役会は、マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「マッコーリー」といいます。）との間で、マッコーリーに対する第三者割当による当社の新株予約権（以下「本新株予約権」）の発行（以下「本件第三者割当」といいます。）にかかる覚書契約（以下「本件覚書」といいます。）を締結することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本件第三者割当に関しては、本件第三者割当増資が下記の通り臨時株主総会で承認された場合に、臨時株主総会后に発行決議を行い、マッコーリーと本件第三者割当増資にかかる買取契約を締結した上で、別途公表する予定です。

本件第三者割当は、Noah Ark Technologies Limited（以下「Noah」といいます。）との資本業務提携にかかる株主提案（以下「Noah 株主提案」といいます。）及び Wowoo Pte. Ltd.（以下「Wowoo」といいます。）との間の資本業務提携にかかる会社提案（以下「Wowoo 会社提案」といいます。）のいずれもが実施されない場合に、株主の皆様のご承認を得て実施する代替プランとして位置付けるものです。

そのため、本件覚書の内容にかかる本件第三者割当の実施は、Noah、Rafael Reyes 氏、Tugbo Flora Sampaga 氏、Mendoza Guido Castillo 氏、Antiola Gil Arnaiz 氏及び Tariman Lemuell Sampaga 氏より提案を受けている臨時株主総会において、Noah 株主提案及び Wowoo 会社提案のいずれもが否決され、かつ、本件第三者割当につき株主の皆様による承認を得ることを前提条件としております。

従って、Noah 株主提案及び Wowoo 会社提案のいずれかが臨時株主総会で可決される場合には、本件第三者割当は実施されません。臨時株主総会においては、先ずは Noah 株主提案の決議を行い、その結果、Noah 株主提案が承認されなかった場合にのみ Wowoo 会社提案の決議を行い、その結果、Wowoo 会社提案も承認されなかった場合にのみ本件第三者割当の決議を行うことにしておりますので、これらのうちの複数が臨時株主総会にて承認・実施されることはありません。

なお、Noah 株主提案の詳細は、当社の 2018 年 6 月 8 日付プレス・リリース「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」、2018 年 7 月 25 日付プレス・リリース「(続報 3) 株主による臨時株主総会の招



集請求に関するお知らせ」及び 2018 年 8 月 8 日付プレス・リリース「(続報 4) 株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」を、また、Wowoo 会社提案の詳細は、当社の 2018 年 7 月 10 日付プレス・リリース「Wowoo Pte. Ltd.との資本業務提携に関するお知らせ」を、それぞれご参照ください。

1. 本件第三者割当の位置づけ

当社は、Crypto Messenger & Wallet (以下「暗号メッセージング及び財布機能」といいます。) サービス及び健康医療分野での情報収集・管理・利用につきブロックチェーン技術を利用したエコシステム (以下「ユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーン・エコシステム」といいます。) のサービスを、当社グループの今後の中核事業の 1 つとして位置付けており、これらの事業の開発・実施を当社グループの事業計画上の最重要目標としております。

Noah との資本業務提携及び Wowoo との間の資本業務提携は暗号メッセージング及び財布機能サービスの開発及びユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーン・エコシステムの開発のための資金調達かつ事業提携を内容とするものです。一方で、これらのいずれの提案も株主の皆様からご承認いただけない場合、当社は、当面の間、第三者との資本業務提携を行わず、上記の開発を自前で進めることとなりますが、そのための資金を調達することが必要となります。そこで、当社は、もし Noah との資本業務提携及び Wowoo との資本業務提携がともに承認されない場合に自前で新事業開発を行うための資金調達の途を模索しておりましたが、その中で、最近になって、マッコーリーより、本新株予約権のマッコーリーに対する第三者割当を内容とする提案を受け、マッコーリーと交渉・協議の結果、合意に至り、本件覚書を締結することを決定しました。このように、マッコーリーに対する第三者割当は、Noah 株主提案及び Wowoo 会社提案とは異なり業務提携を伴わない資金調達であり、当社としてはこれらの資本業務提携がいずれも株主の皆様のご承認をいただけない場合の代替プランと考えております。

2. 本件第三者割当の目的

現在、当社グループは、以下「事業計画」に記載のとおり、暗号メッセージング及び財布機能サービスの開発及びユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーン・エコシステムの開発に着手しており、もし、本件第三者割当が株主の皆様により承認され実施される場合には、本件第三者割当により調達する資金をこれらの開発に充てる予定です。

事業計画

当社は、株主の皆様のために企業価値を増大し、今後の 10 年における成長を確かなものとするために、当社グループが有する、生体に関する情報 (例えば、心拍変動率) を収集して可視化する情報処理システムに関するもの、並びにこのような情報システムにおいて用いられるデータベースの構築方法及びデータベースに関する二つの特許にかかるライセンス等の知的財産権を生かすことを考えております。一つ目の特許は、心拍変動率と他の生体情報に基づいて推定されるユーザーの現在および過去における体調や喜怒哀楽等の状態をアバター化 (化身化) するための基本技術であり、予防医学、ゲーム、SNS など様々な分野への応用が期待されます。また、もう一つの特許は、多くのユーザーから心拍変動率や他の生体情報をビッグデータとして収集することによって、このような情報システムに用いられるデータベースを構築する技術に関する特許です。(なお、この特許ライセンスの詳細については、当社の 2018 年 6 月 4 日付プレス・リリース「当社の子会社によるライセンス契約締結のお知らせ」をご参照ください。) また、当社グループの既存事業である



メッセージング事業及びヘルスケア事業にかかるモバイル・アプリケーション（以下「APP」といいます。）開発、メッセージング、データ分析、人工知能、ブロックチェーン、フィットネス・ウェアブル及びヘルス・コーチングに関する専門知識を有する人材等のリソースも生かすことで世界においてブロックチェーン技術を利用したサービス（例えば暗号機能を使用したメッセンジャーや財布サービスあるいはエコシステムの運営等）の提供を行う会社としてリーディング・カンパニーとなることを目指しております。具体的には、(i) 暗号メッセンジャー及び財布機能の開発及びオペレーション、及び、(ii) 他者によるインシヤル・コイン・オフリング（以下「ICO」といいます。）の実施をサポートするユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーン・エコシステムの開発¹、の2つの戦略を通じてこれを達成する所存です。当社は、暗号メッセンジャー及び財布機能の開発のために30百万米ドル（3,330百万円）、また、ユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーン・エコシステムの開発のために15百万米ドル（1,665百万円）、総額で45百万米ドル（4,995百万円）の資金調達を目指しております。なお、当社が過去に発行した新株予約権の行使により調達した資金の2018年7月31日時点の残高は5百万米ドル（555百万円）ですが、当社は当該資金を当社の運転資金に使用する予定であり、上記事業のために使用する予定はありません。

a. 暗号メッセンジャー及び財布機能

昨今、近時報道された Facebook による情報漏洩問題等に代表される各種情報漏洩の事例より、既存のメッセンジャーAPPを使用することへの懸念が広がっており、個人のセキュリティ及びプライバシーに対する意識及びニーズは高まってきております。こうしたニーズの広がり、メッセンジャー事業にとって新たなビジネス・モデルの機会となっています。たとえば、最近では、Telegram のようなメッセージの自動消去機能や、端末間でのメッセージを暗号化する APP の人気が出てきており、また、サービス申込の際に電子メールアドレス又は携帯電話番号情報の入力・提供を必要としない匿名メッセンジャーAPP の人気も高まっております。

こうしたニーズに対するソリューションとして、当社は、当社の子会社である GINSMS Inc. の製品である InphoMessenger² をベースに当社がマーケットを調査した結果、当社としては世界初と考える高い機密性を有し電子商取引にも利用できる財布機能を搭載し、ICO のコミュニティー管理機能³ を有するプラットフォーム

¹ ICO にあたっては、前提として、ICO の際に発行される仮想通貨あるいはトークンを保有するユーザー（個人等）がこれらのトークン等を使用・利用し、また、ユーザーが提供するデータ等を記録する場としてのコミュニティーが存在することが重要になります。こうしたトークンを利用する場としてのコミュニティーにはその他ユーザーからのデータ等を利用したサービス・商品提供を行うサポーター（企業等）も参加しこれら関係者の間でいわば1つの経済圏（エコシステム）を構成しますが、このようにデータや交換価値を有するトークン等の記録を行うコミュニティーには高い機密性が求められます。当社は、当社のヘルスケア端末を通じて蓄積した健康関連データとブロックチェーン技術を利用することで、ユーザーの健康関連データを記録しサポーターとのやり取りを可能にするコミュニティーとしての経済圏（ユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーン・エコシステム）を構築し、同エコシステムでの利用を前提としたトークンを他者が ICO で発行する環境を整備することで、他者の ICO をサポートすることを想定しています。

² InphoMessenger は、オンライン・メッセージング APP で iOS 及び Android に対応しており、暗号化されていないメッセージ、写真や文書を個人及びグループ間で送信することができます。また「チャンネル」と呼ばれるコンセプトを持っており、これによりユーザーは自身のチャンネルを作ることができ、当該チャンネルにフォロワーが登録することでフォロワーはチャンネル内の更新内容を確認することができます。

³ 前述のように ICO にあたっては発行される仮想通貨あるいはトークンの利用・交換の場あるいはトークンを介してデータ等をやりとりするユーザー（個人等）やサポーター（企業等）が参加する場としてトークンを介したコミュニティー（一種の経済圏（エコシステム））の存在が重要ですが、このようにデータや交換価値を有するトークン等の記録



ームとしても使用できる暗号メッセージを開発します。現在、InphoMessenger は、iOS 及び Android に対応しており、ユーザー間でメッセージを送受信でき、その機能を以下のとおり拡張する予定です。

- ・ 端末間のメッセージの暗号化
- ・ 音声通話の暗号化
- ・ 仮想通貨の財布機能
- ・ コミュニティー機能
- ・ ブロックチェーン対応

当社グループが開発を進める暗号メッセージ及び財布機能は、仮想通貨の保存のみならず、仮想通貨交換所及び電子商取引サービスに接続されることで仮想通貨による電子商取引の実施も可能となる、仮想通貨に関する各種取引操作の中心基盤として機能することになります。さらに、暗号メッセージ及び財布機能のコミュニティ機能は、他者が ICO を実施する際あるいはユーザー及びサポーターのコミュニティを管理する際に活用することができます。また、暗号メッセージ及び財布機能が可能にするワンストップ・シームレスな（機密性が高い）財布機能は、ICO で発行されたトークン・コインを保存する際のセキュリティー技術として利用可能です。暗号メッセージ及び財布機能サービスの売上は、財布機能による仮想通貨使用に対する取引手数料及びコミュニティ管理機能の使用に対する広告料からなります。

暗号メッセージ及び財布機能の事業には、2019 年末までに 30 百万米ドル（3,330 百万円）が必要となると見込んでおります。その内訳は、研究開発費として 4.5 百万米ドル（500 百万円）、オペレーション費用として 2.3 百万米ドル（255 百万円）、事業開発費として 1.1 百万米ドル（122 百万円）、弁護士等専門家費用として 2.5 百万米ドル（278 百万円）、マーケティング費用として 8.6 百万米ドル（955 百万円）及び運転資金として 11.0 百万米ドル（1,221 百万円）となります。なお、運転資金は、当社グループのプラットフォームに対する取引を紹介するサービス・マーケティング・パートナーへの支払手数料、並びに仮想通貨交換所や電子商取引のプロバイダーに対する売掛金を回収するまでの間のつなぎ資金として使用する予定です。

b. ユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーン・エコシステム

現在、当社グループが保有する知的財産権、ハードウェア、ソフトウェア並びにフィットネス関連の専門知識、データ及びプログラムに基づき、大規模なユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーン・エコシステムを構築できると考えております。

- ・ 当社グループは、シンガポール政府がシンガポール国民に対して運動を促す国家プログラムである「National Steps Challenge」（このプログラムにはシンガポール国民約 1 万人が参加者しております。）のためのフィットネス・ウェアブルを 40 万本以上販売し、また、当該プログラムのためのモバイル APP 「Healthy 365 APP」の開発を行いました。
- ・ 当社グループは、上述の通り、心拍変動率と精神、血糖値及び身体の状態の相関関係に関する 2 つの特許権にかかるライセンス並びに当該データ及び当該データと相関関係があるデータベースを保有しております。

を行うコミュニティには高い機密性が求められます。暗号メッセージ機能は、こうしたコミュニティにおける各種データやトークンにかかる記録の送信・管理等を高い機密性を持って行うことを可能にし、この機能を管理・運営することを通じて、当社は、当社グループがコミュニティにおける全てのデータ処理・送信を管理すること（当社グループが管理するコミュニティ管理機能）が可能になると考えております。



- 当社グループは、Firstbeat Technologies Ltd.との間で、同社のユーザーのストレス及び回復に注力した Firstbeat Lifestyle Assessment と呼ばれる製品をシンガポールにおいて独占的に販売できるという強い協力関係を有しております。

当社グループは、以下の戦略によりユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーン・エコシステム事業を実現し価値あるものとする所存です。

- ユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーン・エコシステムの開発が実現された場合には、シンガポールなど ICO が合法である地域において、必要な技術及び知的財産権を提供することで他者の ICO プロジェクトをサポートし、対価として ICO 時のコインを受領する事業の構築をめざします。具体的には、当社グループは、ユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーン・エコシステムを使用することでヘルスケアのセクターにおける他者の ICO をサポートし、ICO 時のコインを対価として受領し保有することを通じて企業価値の増大・利益の実現を目指します。例えば、政府等が市民のエクササイズを促すために ICO プロジェクトを活用するケースでは、政府が ICO を通じて発行される仮想通貨又はトークンを市民がエクササイズするための動機づけとして利用することが考えられます。具体的には、政府が ICO を通じて発行される仮想通貨又はトークンを購入した上で、それらを市民に対して褒賞として交付する等により市民によるエクササイズを動機付けるために使用することが考えられます。また、当該仮想通貨又はトークンに支払手段としての機能も持たせることで、それを保有する市民らが参加するエコシステムが構築され持続可能な形で運用することが可能になり、このシステムを通じて持続的な形で市民がエクササイズし健康を維持するよう動機付けられていくことが可能になると考えます。さらに、エコシステムに参加する各種サービス提供者は、市民のエクササイズ・データをトークンを対価として取得しそれらのデータを個人に特化し合わせた商品・サービスの開発等に利用でき、一方で、市民は対価として受領したトークンを使用することでこれらのサービス提供者の提供するサービスや商品を購入することができます。また、仮想通貨交換所にてトークンを現金化することもできます。なお、当社及び当社の子会社が発行者となる ICO に関しては予定しておりません。
- 当社グループは、ユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーンの一部に組み入れられる知的財産権を通じたブロックチェーン技術に関するソリューションを提供することにより売上を獲得することを目指します。潜在的な顧客としては、保険会社、健康関連会社及び政府が挙げられます。例えば、政府が、ブロックチェーン技術の機密性の高さを利用して、医師が患者の了承を得てその電子ヘルス・レコードへのアクセスをすることができるような国家レベルの電子ヘルス・レコード・システムを実施する場合にこれに参画することが考えられます。当社グループは、飛躍的な成長が見込まれる当該セクターをサポートするため、東南アジア及び／又は西ヨーロッパに 200 人規模のブロックチェーン・チームを形成し、世界においてブロックチェーン技術を利用したサービス（例えば暗号機能を使用した機密性の高いメッセージングや財布サービスあるいはエコシステムの運営等）の提供を行う会社としてリーディング・カンパニーを目指す所存です。

ユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーン・エコシステムの事業には、2019 年末までに 15 百万米ドル（1,665 百万円）が必要となると見込んでおります。その内訳は、研究開発費として 8.7 百万米ドル（966 百万円）、オペレーション費用として 1.7 百万米ドル（189 百万円）、事業開発費として 1.0 百万米ドル（111 百万円）、マーケティング費用として 0.6 百万米ドル（67 百万円）及び運転資金として 3.0 百万米ドル（333 百万円）を



見込んでおります。ICO プロジェクトのサポートの対価として受領したコインに価値が付くまでにある程度の時間を要するため、当該コインを換金するまでの間のつなぎ資金として運転資金 3.0 百万米ドル（333 百万円）を予定しております。

3. 本件第三者割当の相手先にマッコーリーを選んだ理由

当社グループは、当社グループの強みであるブロックチェーン関連技術を活かした、暗号メッセージ及び財布機能サービス及びユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーン・エコシステムのサービスを、当社グループの今後の中核事業の1つとして位置付け、これらの事業の開発・実施を当社グループの事業計画上の最重要目標としております。これらの新事業の商業化にあたっては、関連技術開発の資金調達に加えて、事業化を効率的かつスピーディに実施するためにもノウハウを有するパートナーと協力関係を構築することが有用です。そのために資本業務提携の途を検討し、Wowoo をその候補先として選びましたが、株主の皆様 Wowoo との間の資本業務提携をご承認いただけない場合には、パートナー選定は将来必要に応じて行うこととし、関連技術開発の資金調達を確保することが喫緊の課題であると考えております。この場合の代替プランとしての資金調達にあたっては、将来におけるこれらの事業分野でのパートナー選定に対して当社の自由度を確保する上では、当社グループの事業内容・方針には干渉しない金融機関を選定することが当社グループの利益に資すると考えております。

当社が資金調達先としての金融機関の中からマッコーリーを選んだ理由は、当社グループの財政状態に鑑み銀行等の通常の金融機関からの借入による資金調達が難しいこと、マッコーリーは同種の投資案件の経験が豊富であること、並びに、2013年12月及び2015年8月にも当社はマッコーリーとの間で新株予約権の第三者割当を行っているので当社グループの事業内容に関する一定の理解を有しており、マッコーリーとの間であれば資金調達の交渉や実行が比較的スムーズに進められると考えたためです。

当社は、上記の背景の下で、マッコーリーと資金調達に関する交渉を行いました。この交渉の結果、マッコーリーより、資金調達の方法として下記「4. 本件覚書の内容」に記載の内容の新株予約権を提案されましたが、その内容はコミットメント付きであり、当社の行使指示により下記「4. 本件覚書の内容」の「(8) 株式買入保証期間」に記載する一定の条件等が充足された場合にマッコーリーが新株予約権を一定の期間内に行使することを要請できる内容になっており、当社グループの資金ニーズに応じた機動的な資金調達を行うことが可能な形になっております。確かに、本件第三者割当で発行する新株予約権では今後の株価の動向によっては開発にかかる費用として当社グループが見込む額全額を調達できないリスクはあるものの、関連技術の開発及び商業化は今後2年間で実施し資金ニーズは期間中の各段階で発生することを考慮すると、マッコーリーの提案はまさに当社グループが資金を必要とする際に当社の求めに応じて行使され払い込まれる内容になっていること（但し、上記の通り、当社からの要請に基づくマッコーリーによる新株予約権の行使は一定の条件が充足されることが必要となります。しかしながら、かかる一定の条件が充足された場合は、当社の要請に基づきマッコーリーによる新株予約権の行使を求めることができる点においては、当社のイニシアティブにより資金調達ニーズに応じた新株予約権の行使による資金提供を確保でき、当社にとってもメリットを有するものであります。）、また、当社としても期間中に当社の株価を見ながら適切な時期で新株予約権の行使を要請することにより資金調達が望めることからすれば、マッコーリーに対する本件第三者割当は、関連技術開発の資金調達という目的に照らせば当社グループの要請に合致したものであると判断しております。



以上より、当社としては、①当社グループの財政状況では一般の金融機関からの借入は困難であり、新規事業向けの投資資金の調達にあたってはエクイティファイナンスという選択肢の方が現実的であること、②エクイティファイナンスにあたっては現状の当社の株価状況を踏まえた場合、当社グループの新規事業の資金ニーズの大半を賄うだけの金額を考慮すると、Wowooのように資本業務提携を伴う戦略的な引き受け手の場合はともかく、ファイナンスのみを目的とした金融機関の場合には一時点での株価ですべてコミットする新株式の引受は難しく、一定期間にリスクを分散することが可能な新株予約権による方法によるしか現実的な選択肢はないこと、一方で、③本件第三者割当てマッコーリーに対して発行する新株予約権は、保有者となるマッコーリーがその行使に関して完全な裁量を有しているわけではなく、下記「4. 本件覚書の内容」の「(8) 株式買入保証期間」に記載する一定の条件等が充足されることを前提とするものの、当社グループにおいて随時資金ニーズが発生する毎に当社からマッコーリーに対して新株予約権の行使を要請することができる内容になっているため、新規事業の資金の大半の調達を確保できかつ一定限度で当社の必要とするタイミングでの調達も可能になっていること、を考えますと、本件第三者割当ては、Noah 及び Wowoo との資本業務提携が株主の皆様によって承認されない場合には、当社及び株主の皆様にとって、当社グループの今後の中核事業を開発するための当座の資金調達方法として、他の資金調達方法と比較しても有利なものであると考えております。

4. 本件覚書の内容

本件覚書では、本件第三者割当てにつき当社の臨時株主総会で株主の皆様のご承認をいただいた場合に、臨時株主総会后に、当社は本件第三者割当てにかかる発行決議を行い、かつ、マッコーリーとの間で本件第三者割当て増資にかかる買取契約を締結することになっており、これら発行決議及び買取契約に従い本新株予約権を下記の条件で発行することになっております。

本件第三者割当てに基づき発行される本新株予約権について当社とマッコーリーとの間で合意した内容の概要は以下の通りです。

| | |
|-----------------------|---|
| (1) 新株予約権の引受へのコミットメント | 本新株予約権の最終的な発行数は当社が発行前に決定しますが、13,000,000 個となることを想定しております。その場合、本新株予約権の発行数（及びその行使により発行される株式数である 13,000,000 株）は当社の現在の発行済普通株式総数の約 48.78%に相当します。 本新株予約権は行使されると 1 個につき当社の株式 1 株に転換されます。当該発行される株式の種類は、東京証券取引所の市場第二部（コード：9399）に上場されており譲渡制限のない、既存の当社の普通株式と同じとします。 最近の株価（2018 年 8 月 22 日終値 320 円）及び以下の各発行条件をもとに計算しますと、当社は本新株予約権の実施により約 39.5 億円を調達することになります。但し、将来の当社の株価の変動、行使価額の修正、マッコーリーが本新株予約権を行使しなかった場合又は当社が本新株予約権を取得し消却した場合によっては上記金額は変動します。 |
|-----------------------|---|



| | |
|-------------------------------|--|
| <p>(2) 新株予約権の構成</p> | <p>新株予約権の種類は【1】行使価額修正条項付新株予約権（シリーズ1新株予約権）及び【2】行使価額修正条項付新株予約権に転換可能な行使価額固定新株予約権（シリーズ2新株予約権）となります。シリーズ2新株予約権はシリーズ1新株予約権がすべて行使された後にのみ行使可能となります。</p> <p>【1】シリーズ1新株予約権 個数：6,500,000個 行使価額：行使日の前日終値の90% 現在の発行済普通株式総数に対する割合：24.39% （2018年8月22日現在の株価を踏まえた）行使の際の払込価額：1,872百万円</p> <p>【2】シリーズ2新株予約権 個数：6,500,000個 行使価額：①行使価額修正条項付新株予約権に転換前は、行使価額修正条項付新株予約権の完了日（全部が行使された日）までは当初行使価額、同完了日以降は同完了日の終値の100%。行使価額修正条項付新株予約権に転換後は、前日終値の90%。ただし、シリーズ2新株予約権はシリーズ1新株予約権がすべて行使された後にのみ行使可能です。 現在の発行済普通株式総数に対する割合：24.39% （2018年8月22日現在の株価を踏まえた）行使の際の払込価額：2,080百万円</p> <p>【1】及び【2】の合計 個数：13,000,000個 現在の発行済普通株式総数に対する割合：48.78% （2018年8月22日現在の株価を踏まえた）行使の際の払込総額：3,952百万円</p> |
| <p>(3) 行使期間</p> | <p>当社が決定しますが、新株予約権の行使期間は2年とします。ただし、シリーズ2新株予約権はシリーズ1新株予約権がすべて行使された後にのみ行使可能となります。</p> |
| <p>(4) 当初行使価額</p> | <p>シリーズ1新株予約権及びシリーズ2新株予約権共に、当社の取締役会が本新株予約権の発行を決議する日の直近の終値の100%とします。</p> |
| <p>(5) 行使価額修正条項付新株予約権への転換</p> | <p>当社は、マッコーリーに2取引日前に通知することで、行使価額固定新株予約権（シリーズ2新株予約権）の全部を行使価額修正条項付新株予約権にいつでも転換することができます。転換された場合、行使価額は、行使日の前日終値の90%となります。</p> <p>行使価額修正条項付新株予約権に転換された後、最終的な調達額は、行使期間中の当社の株価により変わります。</p> |
| <p>(6) 行使価額の修正</p> | <p>行使価額修正条項付新株予約権の行使価額については、行使請求がある直前取引日の当社の株価の終値の90%の金額に修正されます。</p> |



| | |
|---------------------|--|
| <p>(7) 下限行使価額</p> | <p>開示前に当社が決定します。</p> <p>下限行使価額は、当社の取締役会が本新株予約権の発行を決議する日の前日の当社株価の終値の50%となる予定です。2018年8月22日現在の株価（終値）の水準を元にとすると160円です。</p> <p>行使価額は、下限行使価額より低い金額に修正されることはありません（ただし当社のコーポレートアクションに伴う行使価額の調整がされる場合はこの限りではありません）。</p> |
| <p>(8) 株式買入保証期間</p> | <p>当社は、本新株予約権の行使期間中に、株式買入保証期間を設定することができます。20 適格取引日の間に、マッコーリーは、最低でも10億円分の行使をすることを保証します。最初の株式買入保証期間の完了後、マッコーリーに通知すること及び前の株式買入保証期間の終了から次の株式買入保証期間の開始まで最低5取引日空けることを条件に、当社は更に本新株予約権の株式買入保証期間を設定することができます。</p> <p>以下のすべての条件を充足する場合に、特定の取引日は適格取引日としてカウントされます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当社の株価が、下限行使価額又は行使価額固定新株予約権の行使価額を10%超上回っていること； ● 当社の株価が直前の終値に比べ10%以上下落しておらず、取引停止となっていないこと； ● 有効に行使された日から3取引日以上、当該行使によって発行される株式が引渡されていないような本新株予約権が存在していないこと； ● 株式買入保証期間中のいかなる行使も「制限超過行使」（下記「(13) その他」に記載する、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使をいいます。）と見なされず、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含む。）第11条第1項本文所定の制限に抵触しないこと； ● 当該取引日が当社が要請する行使不可期間の一部に該当しないこと； ● 当該取引日における当社の株式の日次の取引高が200百万円を超えていること； ● 下記「(9) 当社のオプション」の「行使拒否権」に記載する当社が本新株予約権の行使を拒絶するか、行使数量を減少させた場合に該当しないこと； ● 買取契約に基づく当社の表明保証のいずれかに重要な点で表明保証時点において誤りがある場合又は不正確であったことが表明保証時点後に明らかになった場合に該当しないこと； ● 当社が買取契約に定める誓約事項のいずれかに違反している場合に該当しないこと；又は ● 市場内外で混乱の事象が当該取引日のどの時点においても生じていないか、又は継続していないこと。 <p>株式買入保証期間は、上記条件が全て満たされた取引日の翌取引日より再開され適格取引日が20日経過するまで継続するものとします。</p> |



| | |
|--------------------------|--|
| <p>(9) 当社のオプション</p> | <p>買戻及び解約：当社は、数量に制限なく本新株予約権を買い戻すことでも本取引を解約することができます。ただし、買い戻しにあたっては、発行価額を支払い、また、マッコーリーに3取引日以上前に通知（以下「通知期間」といいます。）することを条件とします。</p> <p>なお、通知期間中にマッコーリーは数量に制限なく本新株予約権を行使することができ、一方で、通知がされた時点で適用されている株式買入保証期間は無効となります。</p> <p>行使不可期間：当社は、1取引日前に通知することにより、行使できない期間（以下「行使不可期間」といいます。）を何回でも設定することができます。行使不可期間の上限は20取引日とします。マッコーリーは当該行使不可期間中に行使を請求することができません。当社は、行使不可期間をいつでも期限前に終了させることができます。</p> <p>行使拒否権：当社は、(i)本新株予約権の30%の行使を完了した後、又は、(ii)行使請求が発行済普通株式数の1%超に係る場合、電子メールにより、当該行使を拒絶するかあるいは当該行使請求に記される行使数を減らすこと請求することができます。適用法規に従い、マッコーリーは、本新株予約権の行使により取得した当社の株式を市場外にて売却、譲渡又は処分する意向がある場合、事前に当社に知らせ、当社に当該売却、譲渡又は処分を拒否することができる十分な機会を与えることに同意します。</p> |
| <p>(10) マッコーリーのオプション</p> | <p>行使：上記の条件の下で、マッコーリーは、当社が行使通知を受領していることを条件に、行使期間中の取引日において数に限定なく本新株予約権を行使できます。ただし、シリーズ2新株予約権はシリーズ1新株予約権がすべて行使された後にのみ行使可能です。</p> <p>買戻請求権：以下のいずれかに該当した場合、マッコーリーは、当社に対して本新株予約権の一部又は全てをその発行価額で買戻すことを強制できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当社の株価が取締役会決議日の終値の20%を15取引日連続して下回った場合； ● 20日間の日次の平均取引高が1,000株を下回った場合； ● 東京証券取引所において当社株式が5営業日以上連続で取引停止となった場合；又は ● 行使期限の1ヶ月前に未行使の本新株予約権がある場合。 |
| <p>(11) 発行価額</p> | <p>外部第三者評価機関が決定する額とします。</p> |
| <p>(12) 譲渡制限</p> | <p>本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要です。</p> |



| | |
|----------|---|
| (13) その他 | <p>優先交渉権: 買取契約の締結日以降、本新株予約権がすべて行使あるいは当社により買い戻された日、行使可能期間が経過した日あるいは当該買取契約が満了された日のいずれか早い日から6か月が経過するまでの間は、当社がエクイティファイナンスその他株式にリンクするファイナンスをする場合には、まずマッコーリーに対してその提案を締結する機会を付与します。ただし、当社役員、従業員、コンサルタント、投資家、債権者等に対するストックオプションによる発行や、事業提携に伴って提携先に対して行う発行や提携先との間のクレジットファシリティに関して発行する場合（当該提携先が金融機関であり当社に対するファイナンス供与を主目的とする場合は除く）にはこの限りではありません。</p> <p>制限超過行使: 株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項まで、及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える部分に係る転換又は行使は制限されています。</p> |
|----------|---|

上記のとおり、本件第三者割当は、Noah 株主提案又は Wowoo 会社提案とは異なり、新株予約権の発行のみとなっております。当社はマッコーリーとの間で新株式の発行についても協議しましたが、マッコーリーは本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、適時適切に売却する予定です。当社としては、上記「3. 本件第三者割当の相手先にマッコーリーを選んだ理由」にて記載のとおり、エクイティファイナンスにあたっては現状の当社の株価状況を踏まえた場合、当社グループの新規事業の資金ニーズの大半を賄うだけの金額を考慮すると、Wowoo のように資本業務提携を伴うストラテジックな引き受け手の場合はともかく、ファイナンスのみを目的とした金融機関の場合には一時点での株価ですべてコミットする新株式の引受は難しく、一定期間にリスクを分散することが可能な新株予約権による方法によるしか現実的な選択肢はないと判断しております。これらを勘案し、マッコーリーとの協議の結果、マッコーリーは本件第三者割当において新株予約権のみを引受けることとなりました。

当社は、Noah 株主提案又は Wowoo 会社提案のどちらも株主の皆様のご承認を得られなかった場合の代替プラン（資金調達のみ）として、新株式及び新株予約権の発行による第三者割当について検討しました。このうち、新株式の発行については、当社の財務状態が芳しくないこと（営業損失計上や無配等）から、現時点において新株式の引受先を見つけることは困難であると理解しており、当社の株価が不安定で財政面での安定性にも懸念があることから行使価額が固定されている新株予約権のみの引受先を見つけることも困難であると理解しております。また、現在の当社の財政状態により金融機関又は個人からの借入れは難しく、仮に借入れができたとしても、現時点ではその借入金及び利息の返済が難しい状況のため借入れについては検討しておりません。なお、公募も当社の財政状態から実施することができないため検討しておりません。そこで、当社は、マッコーリーに対する第三者割当の方法による本新株予約権の発行以外の方法にて資金を調達することが極めて難しいという結論に至り、本新株予約権の発行により資金調達することを選択しました。

今般、当社はマッコーリーとの間で、行使価額修正条項付新株予約権に加え、行使価額修正条項付新株予約権に転換可能な行使価額固定新株予約権の発行について交渉を行いました。行使価額固定新株予約権は、行使価額が一定であるため当社の株価が下落及び行使価額を上回る水準で推移する局面では行使価額が前日



終値の90%に修正される行使価額修正条項付新株予約権より行使価額が高くなります。その結果、当社の資金調達ニーズにより適合した行使価額水準での資金調達が期待できることとなります。また、当社の株価が上昇し、行使価額を大きく上回る局面では、当社は行使価額固定新株予約権を行使価額修正条項付新株予約権に転換することができるため、当社としてはより柔軟により多くの資金調達を見込めると考えております。他方、当社の株価が下落して行使価額を下回る局面では、行使価額が固定されている場合、マッコーリーの行使は期待できませんが、このような場合でも、当社が行使価額固定新株予約権を行使価額修正条項付新株予約権に転換することにより、当社の株価が下限行使価額を10%上回る限りでマッコーリーの行使を期待することが可能となり、下限行使価額の設定によって既存株主の皆様には及ぼす影響を一定程度限定しつつ、当社株価が当初固定した行使価額を下回る局面でも資金調達の柔軟性を確保することが可能となります。

上記の本新株予約権の発行及び行使により調達する資金は、(i) 暗号メッセージング及び財布機能サービスの開発費用、(ii) ユニバーサル・ヘルス・ブロックチェーン・エコシステムの開発費用に充てられる予定です。

上記「本件提案の目的」にも記載のとおり、現在、当社は上記(i)の開発のために30百万米ドル(3,330百万円)、また上記(ii)の開発のために15百万米ドル(1,665百万円)の総額45百万米ドル(4,995百万円)の資金調達が必要であると考えております。最近の当社株式の株価(2018年8月22日終値320円)及び上記の各発行条件(発行価額は未定ですが)をもとに計算しますと、当社は、本件第三者割当の実施により約39.5億円(本新株予約権の発行及び行使による払込金の総額)を調達することとなります。上記のとおり、本件第三者割当は当社の将来の資金調達にかかる代替プランであり、本件第三者割当により調達できる資金は、当社株式の将来の株価に依存するため、本件第三者割当により十分な資金を調達できなかった場合、まずは、マッコーリーとの間で追加の資金調達について協議することも検討しておりますが、この点について現時点でマッコーリーとの間で特段の協議や合意等の事実はなく、そのためその他の資金調達の機会についても引き続き模索していく所存です。なお、双方の事業を共に開発するための十分な資金を調達できなかった場合、暗号メッセージング及び財布機能の開発を優先する予定です。もし、今後の当社の株価の動向により、暗号メッセージング及び財布機能の開発に関する資金としても十分な額が調達できない場合には、当社としては当該不足分を補うために別途の資金調達あるいは状況によっては同事業の開発に関して別途のオプション(第三者との提携による共同開発を含む)の可能性を検討することとなります。

5. マッコーリーの概要

| | |
|----------------|--|
| (1) 名称 | マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited) |
| (2) 所在地 | Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 会長 P.H. ワーン (P.H. Warne) CEO M.J. リームスト (M.J. Reemst) |
| (4) 事業内容 | 商業銀行 |
| (5) 資本金 | 9,821 百万オーストラリアドル (801,983 百万円) (平成30年3月31日現在) |
| (6) 設立年月日 | 1983年4月26日 |
| (7) 発行済株式数 | 普通株式 589,276,303 株 (平成30年3月31日現在) |
| (8) 決算期 | 3月31日 |
| (9) 従業員数 | 14,469 人 (マッコーリー・グループ) (平成30年3月31日現在) |
| (10) 主要取引先 | 個人及び法人 |
| (11) 主要取引銀行 | — |
| (12) 大株主及び持株比率 | Macquarie B.H. Pty Ltd: 100% |



| | | | |
|----------------------------|---|-------------------------|-------------------------|
| (13) 当事会社間の関係 | | | |
| 資 本 関 係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。 | | |
| 人 的 関 係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。 | | |
| 取 引 関 係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。 | | |
| 関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況 | 当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。 | | |
| (14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 | | | |
| 決算期 | 平成 28 年(2016 年) 3 月末 | 平成 29 年(2017 年) 3 月末 | 平成 30 年(2018 年) 3 月末 |
| 連 結 純 資 産 | 1,096,238 百万円 | 1,080,554 百万円 | 1,069,991 百万円 |
| 連 結 総 資 産 | 15,663,776 百万円 | 14,373,135 百万円 | 14,144,982 百万円 |
| 1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円) | 1,860.41 | 1,833.70 | 1,815.77 |
| 連 結 純 収 益 | 486,709 百万円 | 499,675 百万円 | 503,271 百万円 |
| 連 結 営 業 利 益 | 149,730 百万円 | 148,761 百万円 | 175,814 百万円 |
| 連 結 当 期 純 利 益 | 180,694 百万円 | 105,068 百万円 | 129,268 百万円 |
| 1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円) | 316.63 | 178.30 | 219.37 |
| 1 株 当 たり 配 当 金 (円) | 261.12 | 173.20 | 211.61 |

(注) 上記表の各円換算額については、各決算日におけるオーストラリア・ドルに対する日本円の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場(仲値)で換算し記載しております(2016年3月31日:1オーストラリア・ドル=86.25円、2017年3月31日:1オーストラリア・ドル=85.84円、2018年3月30日:1オーストラリア・ドル=81.66円)。

マッコーリーは、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、同社が本新株予約権を引受ける目的は純投資となります。

6. 日程

| | | |
|-----|-----------------|--------------------|
| (1) | 本件覚書の締結 | 2018年8月23日 |
| (2) | 臨時株主総会 | 具体的な日時は追って開示いたします。 |
| (3) | 本件第三者割当にかかる取締役会 | 臨時株主総会の日の翌営業日 |



7. 今後の見通し

本件第三者割当が当社の連結業績予想に与える影響を予測することは、本件第三者割当が臨時株主総会におけるその他の議案に対する代替プランであると当社としては考えているため、現時点では難しい状況です。今後、お知らせすべきような事項が決定又は発生した場合には、改めてお知らせいたします。

(注) 適用為替レート：日本円で表示されている金額は、1米ドル=111.01円（2018年7月31日現在の東京外国為替市場における外国為替相場（仲値））にて換算しております。

以上



ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、所有する知的財産権及び技術に基づいてヘルスケア・ブロックチェーン・エコシステムの構築を含むブロックチェーン技術に基づくアプリケーションの開発、ウェルネス・サービス、ヘルスケア・ウェアラブル端末のデザイン及び製造、並びに知的財産権のライセンスング事業を行っております。また子会社の GINSMS（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV : GOK）を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及びサービスを提供しています。当社は香港に事業本部を構えシンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。

詳細は、ウェブサイト：<https://www.beatholdings.com/> をご参照下さい。

本文書は一般公衆に向けられたプレスリリースであり、当社株式の勧誘を構成するものではなく、いかなる投資家も本書の情報に依拠して投資判断を行うことはできません。当社株式への投資を判断する投資家は、有価証券報告書を含む提出書類を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を熟慮した上でかかる判断を行う必要があります。本書は多くのリスク及び不確定要素を含むいくつかの将来に関する記述を含んでいます。多くの要因が当社の実際の結果、業績または当社の属する産業に影響を与える結果、将来に関する記述で明示または黙示に示される将来の結果及び業績などとは大きく異なることがあります。